

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		低炭素建築物新築等計画の変更の認定（認定申請に併せて、建築確認の審査の申出をする場合）
根拠法令及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条及び第45条 新座市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則 建築基準法第18条
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 35日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）